

○熊本県税条例第30条第1項第4号に規定するもの

番号	法人等名称	主たる事務所の所在地	指定した寄附金の名称	指定年月日	指定の有効期間
1	学校法人 白百合学園	東京都千代田区九段北2-4-1	学校法人白百合学園に対する寄附金	令和5年 (2023年) 2月9日	令和5年(2023年) 1月1日～ 令和9年(2027年) 12月31日
2	公益財団法人 永青文庫	東京都文京区目白台1-1-1	公益財団法人永青文庫に対する寄附金	令和7年 (2025年) 2月5日	令和7年(2025年) 1月1日～ 令和11年(2029年) 12月31日
3	学校法人 東海大学	東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4	学校法人東海大学に対する寄附金	令和7年 (2025年) 1月31日	令和7年(2025年) 1月1日～ 令和11年(2029年) 12月31日
4	独立行政法人 国立病院機構	東京都目黒区東が丘2-5-21	独立行政法人国立病院機構熊本医療センターに対する寄附金 独立行政法人国立病院機構熊本南病院に対する寄附金 独立行政法人国立病院機構菊池病院に対する寄附金 独立行政法人国立病院機構熊本再春荘医療センターに対する寄附金	令和6年 (2024年) 2月1日	令和6年(2024年) 1月1日～ 令和10年(2028年) 12月31日
5	独立行政法人 国立高等専門学校機構	東京都八王子市東浅川町701-2	独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金	令和5年 (2023年) 2月9日	令和5年(2023年) 1月1日～ 令和9年(2027年) 12月31日